

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令
第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成二十四年一月十日

広島県収用委員会

一 通知を受けるべき者
別紙のとおり

二 通知すべき事項を記載した書類の名称

高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事（広島県世羅郡世羅町大字川尻字
大柳地内から同町大字別迫字三ツ石地内まで、同県三次市甲奴町小童字荒井田地内から同
市甲奴町小童字三王地内まで、同市吉舎町海田原字南田地内から同市吉舎町敷地字右谷地
内まで、同市吉舎町敷地字番匠地内から同市三良坂町長田字福丸地内まで及び同市向江田
町地内から同市四拾貫町地内まで）及びこれに伴う一級河川、県道、町道及び農業用道路
付替工事並びにこれに伴う付帯工事に係る土地収用事件の第一回審理開催の通知

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積		収用しようとする土地の面積（㎡）	使用しようとする土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）		
広島県 三次市 向江田町 字高保	一八〇 番二	雑種地	雑種地	一九八	一九六 ・三七	一八九・三六	六・七九

四 通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十四年一月三十日に、その通知があったもの
とみなされます。

(別紙)

氏名	住所
谷本多美恵	大阪府豊中市庄内西町二丁目1番15号
谷本好加	広島県三次市向江田町3473番地
中井敦子	広島県広島市中区昭和町1番8-901号
杉本雅夫	兵庫県伊丹市中野西一丁目75番地 市住天神川第2 1-20号
井上昌克	徳島県徳島市鮎喰町一丁目8番地
川田英二	大阪府大阪市浪速区浪速西一丁目2番2-105号
松川富士男	広島県庄原市西本町二丁目5番20号
今井ヲキシ	広島県三次市吉舎町敷地68番地5
名賀久美子	広島県三次市吉舎町敷地2138番地1
小林初子	広島県広島市安佐南区中筋二丁目14番27号
小林勝志	広島県広島市安佐南区中筋二丁目14番27号
小林真吾	広島県広島市西区高須一丁目4番13-301号
枝崎聡	東京都府中市住吉町四丁目8番地の7 (フォスター302)
枝崎博三	千葉県千葉市稲毛区園生町449番地の1 コープ野村園生4棟101号
奥谷浩	三重県四日市市三滝台二丁目17番地5
森井賢太郎	不明
菊池祐太郎	大阪府吹田市南金田二丁目17番24-202号
宮川孝如	広島県広島市西区大宮一丁目2番17-102号
後河内孝允	広島県廿日市市六本松二丁目4番30号
栗田アサヨ	広島県三次市吉舎町徳市3056番地
船山忠男	不明
樋口玉伊	Estrada Ponte Lavrada, S/N-Km 1 Sao Roque-SP-Brasil CEP 18130-970
網徳江	不明
網秀子	不明
船山ハル子	不明
重廣一磨	不明
三宅健司	台北市大安区仁爱路四段68号9楼919室
澤井代吉	不明
伊崎鉄造	不明
福島ミキエ	Atahulpa #312 Trujillo Peru

上記の外、次の登記名義人の相続人のうち、通知すべき事項を記載した書類の通知を受けていない者。

氏名	住所
(亡) 谷本永太郎相続人	不明
(亡) 山口ナヲ相続人	不明
(亡) 中曾庄一相続人	不明
(亡) 重廣彌市相続人	不明
(亡) 栗田トラ相続人	不明